

どこでも内線サービス サービス案内

【付帯条項】

第1条（適用）

- 以下の付帯条項（以下「本付帯条項」といいます。）は、「SaaS・ASPサービス利用約款」（以下「原約款」といいます。）に付帯して適用されるものとします。
- 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項が優先するものとします。
- 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。
- 本付帯条項において別段の定めのない限り、用語の定義は原約款の定めに従うものとします。
- 本付帯条項および原約款に弊社が提供するサービス仕様書（以下「本サービス仕様書」といいます。）と相違がある場合は、本サービス仕様書が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- 「提供元」とは、日本電気株式会社をいいます。
- 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路、回線その他の電気的設備をいいます。
- 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいいます。
- 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- 「本サービス」とは、提供元の提供するSaaS型サービス、コンタクトセンター対応およびオンライン対応をいい、その内容の詳細は、本サービス仕様書に定めるとおりとします。
- 「サービス利用者」とは、契約者の役員または従業員のうち、本サービスを利用するものとして登録された個人をいいます。
- 「本サービス用ソフトウェア」とは、本サービスおよびそれに付随するサービスの提供に関して利用される、提供元固有または第三者から正当に許諾をうけたコンピューターソフトウェアをいいます。
- 「本サービス用通信回線」とは、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）（以下「事業法」という。）第9条に基づく登録を受けた電気通信事業者から提供元が提供元の判断により提供を受ける電気通信回線をいいます。
- 「利用者端末」とは、本サービスを契約者が利用するために契約者が契約者の判断により本サービス用設備に接続するパーソナルコンピューター、モデムおよびこれらに相当する機器（各機器に搭載されるソフトウェアを含む。）をいいます。
- 「接続サービス」とは、契約者が本サービスを利用するに当たって事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段をいいます。
- 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日および弊社と提供元所定の休日を除く日をいいます。

第3条（事前準備）

- 申込者は、申込者による本サービスの利用開始日の10営業日前までに、提供元が本サービスを、申込者に提供するにあたり必要となる情報（以下、「申込者情報」といいます。）を弊社および提供元が別途指定する方法に従い、弊社および提供元に提供するものとします。
- 弊社および提供元は、申込者による本サービスの利用開始日までに、申込者情報に基づき、本サービス仕様書記載の作業を実施し、申込者が本サービスを利用するために必要となる情報を、弊社および提供元所定の方法（別途提供元が指定するURLに掲載する方法を含みます。）に従い、申込者に通知するものとします。

第4条（本サービス内容）

弊社は、契約者に対し、本付帯条項、本サービス仕様書および提供元が定めるマニュアル等に定める条件に従って、本サービスを契約者に提供するものとします。

第5条（ご利用料金の請求等）

- 本サービスの利用に際し、契約者は初期導入作業の契約が別途必要となります。初期導入作業の契約は、別途定める方法にて契約者と弊社と締結するものとします。
- 本サービス料金のうち、本サービスにかかる月額料金については、当該本サービスの利用開始日の属する月の翌月から、本サービス契約が終了する日の属する月まで発生するものとし、月の途中で本サービス契約が終了する場合でも、当該月に係る月額利用料金は減額されないものとします。
- 本サービス料金の口座振込に係る銀行手数料およびその他支払に関する手数料等は契約者がこれを負担するものとします。

第6条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、本サービス仕様書に定めるとおりとします。ただし、原約款第25条および第26条に規定された場合を除くものとします。

第7条（サービス利用責任者）

- 契約者は、本サービスの利用に関する責任者（以下「サービス利用責任者」といいます。）を本サービス契約締結後速やかに定め、弊社に通知するものとします。
- 契約者は、本サービスに関して弊社との間での連絡および確認等が必要な場合はサービス利用責任者を通じて行うものとし、サービス利用責任者を変更する場合は遅滞なく弊社に通知するものとします。

第8条（利用者端末および接続サービス）

- 契約者は、契約者の責任において、弊社および提供元の定める条件に従い、自己の利用者端末を準備し、接続サービスに加入するものとします。
- 契約者は、自己の責任において、自己の利用者端末および接続サービスを正常に稼働するよう維持および管理するものとします。契約者は、利用者端末、接続サービス、その他本サービスを利用するための契約者の環境に不具合等がある場合または本サービス仕様書指定の環境との相違がある場合、本サービスを利用することができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第9条（契約者の責任）

- 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定する事項を行わず、かつサービス利用者に対し、次の各号に規定する事項を行わないよう義務付けると共に、弊社および提供元による本サービスの提供に支障を生じさせないようにするものとします。
 - 提供元が指定する以外の端末または機器を接続させる行為。
 - 提供元が指定する以外の方法にて本サービス用システムを利用する行為。
- 弊社および提供元は、前項各号に掲げる行為に係る情報の全部または一部について、弊社および提供元が定める手続に従い、当該情報を解析または閲覧し、その全部または一部の掲載を停止または削除する権利を留保するものとします。

第10条（損害賠償の範囲）

- 弊社は、本サービスを提供すべき状態において、提供元の責に帰すべき事由により本サービスの提供元の提供するSaaS型サービスが利用できなかったことに起因して契約者に損害が発生した場合であって、提供元の提供するSaaS型サービスが完全に利用できない状態（以下「サービス利用不可状態」といいます。）が、提供元がサービス利用不可状態にあることを知った時刻から24時間以上継続したときは、契約者に対して第2項および第3項の規定に従い、契約者の損害を賠償するものとします。
- 前項における損害賠償の範囲は、契約者に現実には発生した通常かつ直接の損害とします。
- 前2項に定める損害の賠償額の上限は、「サービス利用不可状態が発生した月において、現実サービス利用不可能状態に陥った契約者に係る当該月の月額料金の総額に、サービス利用不可状態にあることを提供元が知った時刻からサービス利用不可能状態が解消するまでの時間の当該月における当該契約者の本サービスの全提供時間に対する割合を乗じた金額」に相当する金額または過去1ヵ月に契約者から受領した当該本サービスの月額利用料金の総額のいずれか少ないほうとします。ただし、契約者は、損害発生の日から3ヵ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は当該賠償を請求する権利を失うものとなります。
- 提供元の提供するSaaS型サービス以外の本サービスに関して、弊社が契約者に対して負う損害賠償については、原約款の通りとします。

第11条（免責）

- 弊社および提供元は、次の各号に定める事由により本サービスを提供できなかった場合、免責されるものとします。
 - 地震、台風、洪水、火災、噴火等の天変地異、暴動、内乱、法律の制定・改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、停電その他の不可抗力。
 - 利用者端末の障害または接続サービスの電気通信回線の性能値、障害または不具合等に起因する損害、サービス利用者または顧客の接続環境における障害。
 - ウィルス、第三者による不正アクセスまたは不正アクセスの試み、通信経路上での傍受。
 - 第三者の行為による破壊または損傷により、本サービス用設備等が稼働不可能となった場合。
 - 提供元が定める操作および運用手順、セキュリティ手順、禁止事項等を契約者またはサービス利用者が遵守しないことに起因した本サービス用設備等の不具合または停止。
 - 本サービス仕様書に従い行われるデータの削除。
 - 刑事訴訟法第218条（令状による差押え、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分。
 - 知的財産権その他の権利侵害を理由とする裁判所の命令。
 - 本サービス提供に関連する電気通信事業者が、電気通信事業法に基づく登録を抹消された場合等、本サービス用通信回線を正常に提供できない状態。
 - その他弊社および提供元の責に帰すべからざる事由。
- 弊社および提供元は、次の各号に関し、いかなる保証も行わないものとし、一切免責されるものとします。
 - 契約者およびサービス利用者が本サービス用設備等に登録、蓄積または入力するデータ。
 - 本サービスおよびその利用が契約者およびサービス利用者の業務または事業活動において一定の目的を達成すること。
 - 本サービス用設備等およびその利用が知的財産権その他第三者の権利を侵害しないこと。
 - 本サービス用設備等に瑕疵その他の不具合がないこと。

第12条（知的所有権）

- 契約者は本サービス用設備等および本サービス用ソフトウェア等のプログラムまたは本サービスの提供に関して弊社および提供元が契約者に貸与または提示する物品（本サービス契約、本サービス仕様書およびマニュアル等を含む。）について、第三者に対する譲渡等を行わないこととします。ただし、マニュアルについては、バックアップおよび本サービスの利用に必要な適切な部数上限として複製し、サービス利用者に配付することができるものとします。

- 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害したとの主張、訴訟等が生じた場合には、速やかに書面をもって弊社に報告するとともに、弊社および提供元の対応について、適切かつ合理的な範囲での協力を行うものとします。

第13条（再委託）

- 弊社および提供元は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができるものとします。
- 弊社および提供元は、前項に基づき本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託した場合、当該第三者に本サービス契約に基づく弊社および提供元の義務を遵守させると共に、当該第三者の行為につき契約者に対し一切の責任を負うものとします。

第14条（秘密保持）

- 本付帯条項において秘密情報とは、本サービス契約有効期間中、本サービス契約に関連して契約者、弊社および提供元が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号に該当するものとします。
 - 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報。
 - 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、本サービス契約における秘密情報として取扱わないものとします。
 - 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - 秘密情報を参照することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
- サービス利用者、弊社および提供元は、本案に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。ただし、自己の同種情報に対する管理の程度より劣らないものとします。
- サービス利用者、弊社および提供元は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービス契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。ただし、サービス利用者、弊社および提供元は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えらうえて、これらの責に対して当該秘密情報を開示することができるものとし、この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとします。
- サービス利用者、弊社および提供元は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみに開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本案に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。
- 前2項の規定にかかわらず、弊社および提供元は、弊社および提供元の再委託先に対し、本サービス契約の履行に合理的に必要な範囲で、サービス利用者の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、弊社および提供元は、本サービス契約に基づき自己が負担する秘密保持義務と同等の義務を再委託先に遵守させ、サービス利用者に対して一切の責任を負うものとします。

第15条（フィードバック等に関する権利許諾）

契約者は、本サービスに関連して、契約者が弊社および提供元に対して提供した提案、アドバイス、エンハンスメントの要求その他のフィードバックを自由に使用、改変、複製、頒布または本サービスに組み込むことができる非独占的、全世界的、無償、取り消し不能、永久的なライセンスを弊社および提供元に許諾するものとします。

第16条（有効期間）

本サービス契約の有効期間は、本サービス契約に特段の定めが無い限り、利用開始日から1年間とします。ただし、期間満了の2ヵ月前までに契約者、弊社および提供元いずれからも本サービス契約を終了する旨の意思表示がない場合、更に1年間これを延長するものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。

第17条（最低利用期間）

本サービスの最短利用期間は、本サービスの利用開始日の属する月の翌月から起算して12ヶ月とします。

第18条（本サービスの廃止）

- 弊社および提供元は、第4条の規定にかかわらず、弊社および提供元の都合により廃止日の90日前までに弊社および提供元所定の方法（別途弊社および提供元が指定するURLに掲載する方法を含みます。）により契約者に通知することにより本サービスの提供を廃止し、本サービス契約を解約することができるものとします。ただし、弊社および提供元の責に帰すべからざる事由により、弊社および提供元による本サービスの提供が不能になった場合、弊社および提供元は事前の通知を要することなく本サービスを廃止し、本サービス契約を解約することができるものとします。
- 契約者は、前項の通知が弊社および提供元からなされた場合、速やかに契約者の自己の費用と責任において廃止日までに本サービスの利用を終了するものとします。
- 弊社および提供元は第1項の解約に関してサービス利用者が発生した損害について一切免責されるものとします。

第19条（解約）

契約者は、解約を希望する月の2ヶ月以上前に書面により弊社に通知することにより、本サービス契約を解約することができるものとします。

第20条（契約終了後の措置）

- 本サービス契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合、提供元は、直ちに本サービス契約に基づき提供元の本サービス用設備等に保存した契約者の情報を削除することができるものとします。
- 本サービス契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合であっても、原約款第32条および本付帯条項24条の規定は本サービス契約終了後3年間、原約款第8条、第12条、第13条、第16条、第33条から第39条、第42条、第48条、本付帯条項第9条から第12条、第15条、本案の規定は、対象事項が存続する限り、なおその効力を有するものとします。

以上

2019年5月 制定